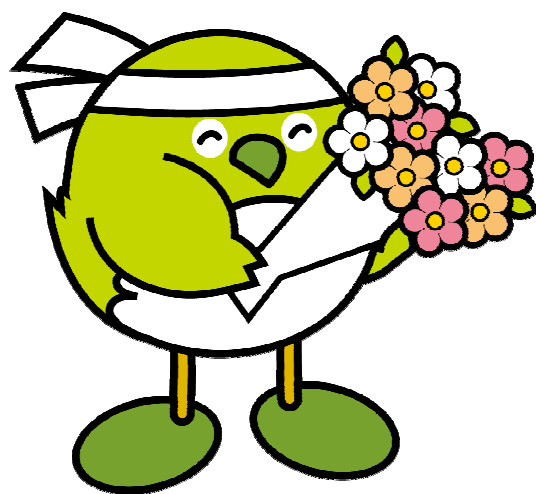


大分県の指定NPO法人制度
指定後の手続等について



2021年6月

大分県消費生活・男女共同参画プラザ
県民活動支援室

目 次

1	はじめに	1
2	県への書類の提出	2
3	書類の備置きと情報公開	4
4	寄附者への必要書類の交付等	6
5	指定の更新	8
6	その他	9
7	様式	12

- ◎ 毎事業年度終了後に提出する書類一式 (12～34ページ)
- ◎ 助成金を支給したときに提出する書類 (35ページ)
- ◎ 事業概要を変更したときに提出する書類 (36～38ページ)
- ◎ 様式例：寄附金受領証明書例 (39ページ)
- ◎ 寄附金を受領したときに配付する寄附金控除に係る説明書 (40～41ページ)
- ◎ 様式例：寄附者名簿 (42ページ)

1 はじめに

県指定NPO法人としての責務は？

NPO法人は、NPO法により毎事業年度初めの3カ月以内に前事業年度の事業報告書等の提出が必要です。また、役員や定款が変更となった場合には、所定の手続が必要とされています。

県指定NPO法人として指定された後は、税制上の優遇措置を受けられることから、これらの手続に加えて、次の手続（県への書類の提出や書類の公開等）が必要となります。

県への書類の提出（毎年の提出、変更時の届出等）

- ◆ 毎事業年度終了後、指定基準を満たしていることを確認するために、運営組織や経理、事業活動等の基準に適合していることや、欠格事由に該当していないことを説明する書類の提出が必要です。
- ◆ 助成金を支給した場合には、遅滞なく書類の提出が必要です。
- ◆ 事業の概要に変更があった場合等には、書類の提出が必要です。

書類の備置き及び情報公開

- ◆ 必要な書類を作成し、すべての事務所に備え置くとともに、書類の閲覧希望者に対して閲覧させる必要があります。
- ◆ 寄附者や県民に対して法人の情報公開を進めるため、一定の書類については法人のホームページ等において公開する必要があります。

寄附者への必要書類の交付等

- ◆ 寄附者に対して、寄附金税額控除の手続に必要な書類を交付する必要があります。
- ◆ 寄附者名簿（任意様式）を作成する必要があります。

2 県への書類の提出

(1) 毎事業年度終了後に提出する書類

県指定NPO法人は、各事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に、次に掲げる書類を県に提出する必要があります。

ただし、NPO法の規定に基づき毎事業年度所轄庁に提出している「事業報告書等」をすでに県に提出している場合は、改めて提出する必要はありません。

提出書類	提出部数	様式
※「事業報告書等」 法第29条の規定に基づき、毎事業年度所轄庁に提出する報告書（事業報告書等提出書、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿）	「事業報告書等提出書」1部、その他各2部	「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き(1)」の44ページ参照
①指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書（第5号様式）	1部	12ページ
②前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）		任意
③資産・資金の譲渡・寄附金等に関する事項を記載した書類		13～20ページ
④指定基準等チェック表（第3表）		21～22ページ
⑤指定基準等チェック表（第3表付表1）		23～24ページ
⑥指定基準等チェック表（第3表付表2） 会計の基準について、「帳簿書類の保存等について青色申告法人に準じて行われていること」を選択した場合に添付		25ページ
⑦指定基準等チェック表（第4表）		26～28ページ
⑨指定基準等チェック表（第5表）		29～30ページ
⑩指定基準等チェック表（第7表）		31～32ページ
⑪欠格事由チェック表		33～34ページ

※すべてのNPO法人は、法第29条の規定により毎事業年度初めの3カ月以内に所轄庁に「事業報告書等」を提出しなければいけません。
期限内に所轄庁が受理していない場合は、指定の更新を受けることができない場合がありますので注意してください。

(2) 助成金支給実績の報告

県指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときは、助成金の支給後遅滞なく、次に掲げる書類を作成して、県に提出する必要があります。

提出書類	提出部数	様式
指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書（第6号様式）	1部	35ページ
助成の実績を記載した書類		任意

(3) 変更時に必要となる届出

県指定NPO法人の名称や定款の変更を伴う主たる事務所の所在地の変更、役員の名又は住所若しくは居所の変更、その他定款の変更が生じた場合は、まずNPO法の規定に基づき、所定の手続を行ってください。

ただし、「指定特定非営利活動法人指定申請書（第1号様式）」に記載した事業の概要に変更が生じた場合は、「指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式）」に次の書類を添付して提出してください。

変更事項	提出書類	提出部数	様式
現に行っている事業の概要	ア 定款の変更があった場合 指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式） ・ 指定要件チェック表（第2表）及び添付書類等（金額の根拠となる積算資料） ・ 定款変更認証を受けたことを証する書類の写し（省略可） ・ 変更後の定款（省略可） ・ 登記事項証明書の写し	1部	36ページ 37～38ページ
	イ 定款の変更がない場合 指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式） ・ 指定要件チェック表（第2表）及び添付書類等（金額の根拠となる積算資料）		36ページ 37～38ページ

(4) 変更時に連絡が必要な場合

次の事項が生じた場合は、直ちに県民活動支援室の指定事務担当者あてに必ず連絡してください。
必要な手順をお知らせします。

- イ 指定特定非営利活動法人の代表者が変更になったとき
- ロ 定款の変更を伴わない主たる事務所の所在地が変更になったとき
- ハ 指定特定非営利活動法人が合併するとき
- ニ 主たる事務所の所在地が大分県外に変更になったとき
- ホ 指定の取消しを申し出るとき
- ヘ 指定特定非営利活動法人が解散するとき

**大分県消費生活・男女共同参画プラザ
県民活動支援室**

〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階
電 話 097-534-2052
FAX 097-534-2057

3 書類の備置きと情報公開

県指定NPO法人は、指定を受けたときは、次に掲げる書類を主たる事務所及び県内の事務所に備え置くとともに、閲覧させることが必要となります。

(1) 法人の事務所における閲覧書類一覧

項 目
1 条例第 10 条第 1 項の規定により閲覧させなければならない書類
① 事業報告書等（法第 29 条の規定により毎事業年度初めの 3 カ月以内に所轄庁に提出しているもの） ^(注1)
イ 事業報告書
ロ 活動計算書
ハ 貸借対照表
ニ 財産目録
ホ 年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿）
ヘ 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員の報酬の有無を記載した名簿） ^(注1)
③ 定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し
2 条例第 12 条第 4 項の規定により閲覧させなければならない書類
① 申出書に添付した指定のために必要な手続を行う基準に適合する旨を説明する書類、 <u>ただし寄附者名簿は除く。</u> （条例第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる書類）
② 申出書に添付した欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（条例第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる書類）
③ 寄附金充当予定事業一覧（第 2 号様式）（条例第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる書類）
④ 条例第 12 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例第 12 条第 2 項第 2 号）
ロ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項を記載した書類（条例第 12 条第 2 項第 3 号）
<ul style="list-style-type: none"> イ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 ロ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 ハ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ニ) 役員等^(注2)との取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ホ) 寄附者（当該指定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係^(注3)のある者で、前事業年度における当該指定 NPO 法人に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 ヘ) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロ）に係る部分を除く。）を記載した書類 ト) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類 チ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

	ハ 条例第4条第1項第4号「運営組織及び経理に関する基準」(ロ「社員の表決権」に係る部分を除きます。)第5号イ(「宗教活動、政治活動等を行っていないこと」)及びロ(「役員等に対し特別の利益を与えていないこと」)、第6号(「閲覧」)並びに第8号(「法令違反、不正行為等の禁止」)に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(条例第12条第2項第4号)
	⑤ 条例第12条第3項に掲げる書類
	イ 指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書(第6号様式)
	ロ 助成の実績を記載した書類

(注1) 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

(注2) 「役員等」とは、次の①～④に掲げる者をいう。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(注3) 「役員と特殊の関係のある者」とは、次の①～④に掲げる者をいう。

① 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

③ ①又は②に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(2) 県内すべての事務所に備え置かなければならない書類の一覧

項 目	
1 条例第12条第1項の規定により備え置かなければならない書類	
①	申出書に添付した寄附者名簿(条例第3条第2項第1号)
②	申出書に添付した指定のために必要な手続を行う基準等に適合する旨を説明する書類(条例第3条第2項第2号)
③	申出書に添付した欠格事由に該当しない旨を説明する書類(条例第3条第2項第2号)
④	申出書に添付した寄附金充当予定事業一覧(第2号様式)(条例第3条第2項第3号)
2 条例第12条第2項の規定により備え置かなければならない書類	
①	前事業年度の寄附者名簿(条例第12条第2項第1号)
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(条例第12条第2項第2号)
③	前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項を記載した書類(条例第12条第2項第3号)
	イ 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
	ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
	ハ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
	ニ 役員等との取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
	ホ 寄附者(当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
	ヘ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(トに係る部分を除く。)を記載した書類
	ト 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
	チ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
④	条例第4条第1項第4号「運営組織及び経理に関する基準」(ロ「社員の表決権」に係る部分を除きます。)第5号イ(「宗教活動、政治活動等を行っていないこと」)及びロ(「役員等に対し特別の利益を与えていないこと」)、第6号(「閲覧」)並びに第8号(「法令違反、不正行為等の禁止」)に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(条例第12条第2項第4号)

3 条例第 12 条第 3 項の規定により備え置かなければならない書類

助成の実績を記載した書類

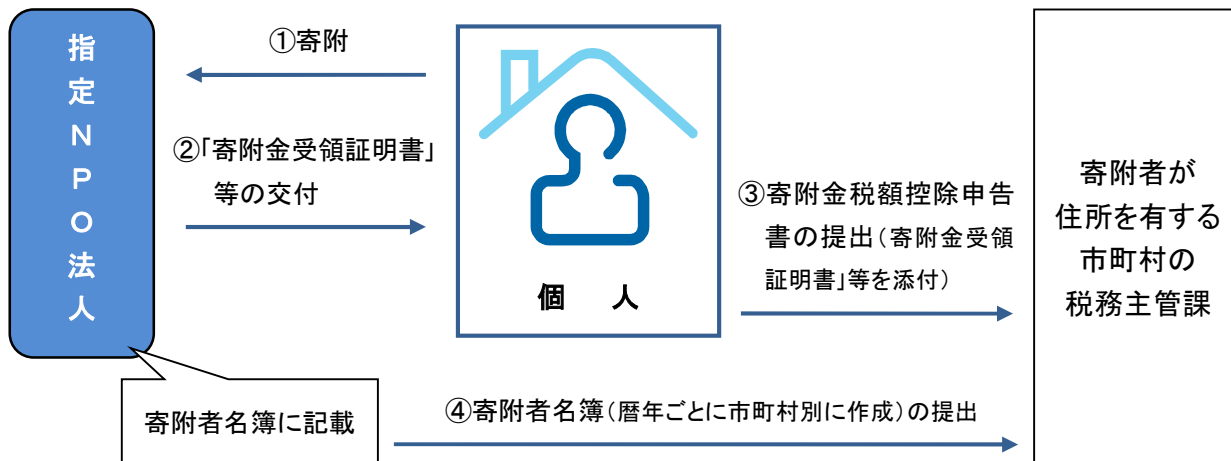
(2) インターネットの利用により公表しなければならない書類の一覧

県指定NPO法人は、次に掲げる書類をインターネットの利用により、公表する必要があります。

項 目	
1 条例第 10 条第 3 項の規定により公表しなければならない書類	
① 事業報告書等	
イ 事業報告書	
ロ 活動計算書	
ハ 貸借対照表	
ニ 財産目録	
② 定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し	
2 条例第 12 条第 5 項の規定により公表しなければならない書類	
① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例第 12 条第 2 項第 2 号）	
② 前事業年度の資産の譲渡等に関する事項を記載した書類（条例第 12 条第 2 項第 3 号に掲げる書類のうち以下のもの）	
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
ロ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ハに係る部分を除く。）を記載した書類	
ハ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	

4 寄附者への必要書類の交付等

県指定NPO法人は、寄附者へ寄附者が寄附金控除を受ける時（申告）に必要な「寄附金受領証明書」等を交付し、寄附者名簿を作成して保管しておく必要があります。



(1) 寄附金受領証明書の記載事項 (様式例 39 ページ)

寄附金受領証明書には、次の事項を記載する必要があります。

- ① 寄附者の住所
- ② 寄附者の氏名
- ③ 受領した寄附金の額
- ④ 寄附金を受領した年月日
- ⑤ 指定NPO法人の名称
- ⑥ 指定NPO法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ⑦ 指定NPO法人の印鑑

(2) 寄附者への周知

寄附者に対しては、個人県民税の寄附金税額控除に係るお知らせ「寄附金を支出された個人の皆さまへ」（40 ページ参照）を交付し、寄附金税額控除を受けるためには、「寄附金税額控除申告書」（41 ページ参照）を市町村の税務主管課に提出する必要があることを説明し、申告には上記（1）で説明した「寄附金受領証明書」等の添付が必要なことを必ず説明してください。

(3) 寄附者名簿 (様式例 42 ページ)

寄附金を受領した場合は、寄附者名簿を作成します。

寄附者名簿は、寄附の受入れをした事業年度及び暦年ごとに、市町村別に作成して、事業年度の終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間保存する必要があります。

エクセルで作成しておくこと、事業年度や暦年、市町村別ごとの作成作業が便利です。

(4) 寄附者名簿の市町村への提出

暦年ごとに市町村別に作成した寄附者名簿は、寄附金を受領した年の翌年3月15日までに、各市町村の税務主管課に提出してください。

【参考1】個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けられる方

該当指定NPO法人の寄附金税額控除の対象となる期間に寄附金を支出した個人の方で、寄附金を支出した年の翌年1月1日現在に大分県内に住所を有する方は、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

【参考2】個人県民税の寄附金税額控除額の算定

(寄附金額－2,000円) × 4% = 控除額

- ・対象となる寄附金額の上限：総所得金額等の30%
- ・県と市町村が条例で指定する寄附金の場合は、最大で10%の寄附金税額控除の適用を受けることができます。(県：4%、市町村：6%)
- ・個人市町村民税の寄附金税額控除を受けるには、お住まいの市町村が寄附金を条例で個別に指定する必要があります。

寄附金の指定状況については、お住まいの市町村の税務主管課にお問い合わせください。

【参考3】寄附者の寄附金税額控除の手続

寄附者が寄附金税額控除の手続を行う場合、「寄附をしたNPO法人が県の指定だけを受けている場合」と「県の指定に加えて、認定(特例認定)を受けている場合」では、申告先が異なりますので、寄附者に「寄附金受領証明書」を渡す際に、説明してください。

	寄附をしたNPO法人	
	県の指定だけを受けている場合	県の指定に加えて、認定(特例認定)を受けている場合
申告方法	個人県民税の申告	確定申告
書類の提出先	寄附者が住所を有する市町村の税務主管課	寄附者の住所地を所管する税務署
申告期限	寄附をした年の翌年の3月15日	
提出書類	寄附金税額控除申告書 添付書類：寄附金受領証明書	確定申告書 添付書類：寄附金受領証明書

5 指定の更新

指定の有効期間以後、引き続き指定特定非営利活動法人として活動を継続して行おうとする場合は、指定の有効期限の9ヶ月前から5ヶ月前までの間に指定の更新の申出をする必要があります。

申出に必要な様式は、県HPトップページ「分類できがす」→「くらし・環境」→「消費・生活」→「NPO・ボランティア」→「おすすめ情報 大分県の指定特定非営利活動法人制度について」からダウンロードできます。（<http://www.pref.oita.jp/site/107/kobetuseitei.html>）

◎ 提出書類一覧

項 目	
1	指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第3号様式）
2	指定特定非営利活動法人指定更新申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）
3	寄附者名簿
4	指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
①	県内に主たる事務所があることが確認できる書類（定款及び履歴事項全部証明書の写し等）
②	広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準としてイか口のいずれかの基準を選択
イ	相対値基準（経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上）
	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）
	受け入れた寄附金の明細表（指定基準用）（第1表付表1 相対値基準用）
	社員から受け入れた会費の明細表（指定基準用）（第1表付表2 相対値基準用）
ロ	絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上）
	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
③	活動の対象について
	指定基準等チェック表（第2表）
④	運営組織及び経理について
	指定基準等チェック表（第3表）
	役員 の 状 況（指定基準用）（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（指定基準用）（第3表付表2）
⑤	事業活動について
	指定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（指定基準用）（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（指定基準用）（第4表付表2）
⑥	情報公開について
	指定基準等チェック表（第5表）
⑦	事業報告書等の提出、不正行為等、設立後の経過期間について
	指定基準等チェック表（第7表）
⑧	その他特定非営利活動に関し、規則で定める基準について
	指定基準等チェック表（第9表）
	（添付書類：5年間の各事業年度事業計画書及び活動予算書）
	欠格事由チェック表（指定基準用）（添付書類：国税、県税、市税に係る納税証明書）
5	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（第2号様式）

6 その他

(1) 県指定NPO法人に対する監督等

① 県指定NPO法人に対する報告及び検査

県は、県指定NPO法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該県指定NPO法人に対して、業務や財産の状況に関し報告を求めることができます。

また、本県職員が当該県指定NPO法人の事務所やその他の施設に立ち入り、その業務や財産の状況、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされています。

② 県指定NPO法人に対する勧告、命令等

県は、県指定NPO法人について、指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該県指定NPO法人に対して、期限を定めて改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます。

また、県は、上記により勧告を受けた県指定NPO法人が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該県指定NPO法人に対して、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができるとされています。

③ その他の事業の停止

県は、NPO法第5条第1項に規定するその他の事業を行う県指定NPO法人について、その他の事業から生じた利益が、当該県指定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該県指定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます。

(2) 指定の取り消し

① 指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、大分県は指定の取り消しのために必要な手続を行います。

- イ 主たる事務所の所在地が大分県外に変更になったとき（所轄庁の変更が生じたとき）
- ロ 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「条例」といいます。）第6条の欠格事由（指定を取り消された場合で、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
- ハ 偽りその他不正の手段により指定、指定の有効期間の更新等を受けたとき
- ニ 更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったとき
- ホ 指定の更新の申出をした場合で、条例第4条第1項に規定する指定のために必要な手続を行う基準に適合しないとき
- ヘ 指定特定非営利活動法人が指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併するための届出をしようとする場合で、条例第4条第1項に規定する基準に適合しないとき
- ト 正当な理由がなく、条例第17条第2項の改善命令又は条例第18条第1項のその他の事業の停止命令に従わないとき
- チ 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき
- リ 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときは除きます。）

② 指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、大分県は指定の取り消しのために必要な手続を行うことができます。

- イ 特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第 29 条又は条例第 13 条の規定に違反して、事業報告書等や役員報酬規程等の書類の提出を怠ったとき（「各事業年度終了後に提出する書類の一覧」を参照してください。）
- ロ 条例第 4 条第 1 項に規定する基準のうち、第 4 号の「運営組織及び経理に関する基準」、第 5 号イ（宗教活動、政治活動等を行っていないこと）若しくはロ（役員等に対し特別の利益を与えていないこと等）の「事業活動に関する基準」、又は第 8 号の「不正行為等に関する基準」に適合しなくなったとき
- ハ 条例第 11 条第 1 項の事業の概要の変更の届出、又は条例第 15 条第 1 項の指定特定非営利活動法人の合併の届け出等の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ニ 正当な理由がないのに、条例第 10 条第 1 項又は条例第 12 条第 4 項の規定に違反して閲覧させなければいけない書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき（「閲覧書類の一覧」を参照してください。）
- ホ 正当な理由がないのに、条例第 10 条第 3 項又は条例第 12 条第 5 項の規定に違反して公表しなければいけない事項等をインターネット等の利用により公表しなかったとき（「公表書類等の一覧」を参照してください。）
- ヘ 条例第 12 条第 1 項（指定特定非営利活動法人の合併においても準用します。）、第 2 項又は第 3 項の規定に違反して、すべての事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（「備置き書類の一覧」を参照してください。）
- ト 条例第 16 条第 1 項の規定による行政庁の処分や定款に違反する等の疑いがある場合等における報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- チ 上記に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

◎ 毎事業年度終了後に提出する書類一式（12～34ページ）

第5号様式（第33条関係）

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書

年 月 日 大分県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話() — FAX() —
	(フリガナ)	
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	寄附金が控除対象となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業年度	月 日から 月 日 まで	

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
提出しない場合	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)	
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	
ウ 寄附者(当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
エ 役員等に対する報酬又は給与の状況 (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給 ((イ) を除く。) (イ) 給与を得た職員の総数及び総額	
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
(3) 条例第4条第1項第4号(ロに係る部分を除く。)、第5号イ及びロ、第6号並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

資産・資金の譲渡・寄附金等に関する事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～年 月 日
-----	--	------	-------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細	
収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円
(2) 借入金の明細	
借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円
(3) その他	

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合にはそれぞれ第一順位から第五順位までの取引、ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ～ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

(注意事項)

認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。

※この書類は大分県へ提出する必要はありません。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

資産・資金の譲渡・寄附金等に関する事項を記載した書類 記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(大分県への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

指定基準等チェック表 (第3表)

(条例第4条第1項第4号関係)

(初業)

法人名		チェック欄
運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合が、申出の日において、それぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
	申 出 時 (又は 年 月 日～ 年 月 日)	人	人	%	人	%

⑨ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である		
上記を証する書類の名称とその内容等		
①	年 月 日～ 年 月 日	はい ・ いいえ
②	年 月 日～ 年 月 日	はい ・ いいえ
③	年 月 日～ 年 月 日	はい ・ いいえ
④	年 月 日～ 年 月 日	はい ・ いいえ
⑤	年 月 日～ 年 月 日	はい ・ いいえ
	申 出 時	はい ・ いいえ

(注意事項)

- 指定基準等チェック表(第3表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第55条第1項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉒ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準等チェック表（第3表） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	「役員の状況(指定基準用)(第3表付表1)」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においては、その対象期間を()内に記載します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記ロに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記ロに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

役員 の 状 況（指定基準用）

（第3表付表1）

法人名		申 出 時 (又は 年 月 日～ 年 月 日)
役 員 数		人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人

役員 の 内 訳				
氏 名	住 所	職名	続柄等	就任等の状況 (就任・退任の年月日)

(注意事項)

- ・ 認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第55条第1項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員状況（指定基準用）（第3表付表1）記載要領

- 1 指定の申出時に提出する場合は、申出時の役員状況を記載してください。
 条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）として提出する場合は、（ ）内に対象期間を記載してください。
- 2 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
 なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況（指定基準用）

（第3表付表2）

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第55条第1項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

指定基準等チェック表 (第4表)

(条例第4条第1項第5号関係)

(初葉)

法人名		チェック欄
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「指定基準等チェック表(第4表)」は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第55条第1項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第4表 次葉)

ハ

項 目	実績判定期間	
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目	実績判定期間	
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

「指定基準等チェック表 (第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

指定基準等チェック表（第4表） 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、指定基準等チェック表（第3表）のロに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

（注意事項）

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

指定基準等チェック表 (第5表)

(条例第4条第1項第6号関係)

法人名		チェック欄
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に県に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 指定基準等チェック表（第5表）は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第55条第1項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

指定基準等チェック表 (第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第6表)

(条例第4条第1項第7号関係)

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により県に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無											
<table border="1"> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> </tr> <tr> <td>有・無 (. . . 提出)</td> <td>有・無 (. . . 提出)</td> <td>有・無 (. . . 提出)</td> <td>有・無 (. . . 提出)</td> <td>有・無 (. . . 提出)</td> </tr> </table>	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕							
有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)	有・無 (. . . 提出)							

指定基準等チェック表 (第7表)

(条例第4条第1項第8号関係)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申出時</th> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
<p>㉙ 指定基準等チェック表(第7表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。</p>													

指定基準等チェック表 (第8表)

(条例第4条第1項第9号関係)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第55条第1項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準等チェック表（第6表） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表（第3表）の口に記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。

指定基準等チェック表（第7表） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表（第3表）の口に記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。

指定基準等チェック表（第8表） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	「設立年月日」は登記事項証明書の法人設立年月日を記載してください。

欠格事由チェック表（指定基準用）

（条例第6条関係）

法人名		チェック欄
<p>指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		
<p>1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 指定特定非営利活動法人が第19条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは大分県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。）</p> <p>2 第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの</p> <p>3 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの</p> <p>6 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	指定特定非営利活動法人が第19条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・無

ハ	特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。)若しくは大分県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・無
ニ	暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。)	有・無

2	第 19 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・いいえ
---	---	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
---	--	--------

添付書類	指定又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえ
------	--	--------

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

上記欠格事由 1 から 6 のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

所在地 _____

法人の名称 _____

代表者氏名 _____

(注意事項)

- ・別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。
- ・欠格事由チェック表は、条例第 13 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。その際、別紙「役員等氏名一覧表」の提出は不要です。
- ・認定特定非営利活動法人の場合で特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく役員報酬規程等を既に提出している場合は、提出を省略することができます。

◎ 助成金を支給したときに提出する書類（35ページ）

第6号様式（第33条関係）

指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書

年 月 日 大分県知事 殿	主たる事務所の 所在地	〒 電話（ ）－ FAX（ ）－
	（フリガナ）	
	法人の名称	
	（フリガナ）	
	代表者の氏名	
	指定の効力を生じた 年月日	年 月 日
寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
<p>助成金の支給を行ったので、指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、同条例第12条第3項の書類を提出します。</p>		

◎ 事業概要を変更したときに提出する書類（36～38ページ）

第4号様式（第29条関係）

指定に係る事業の概要の変更届出書

年 月 日 大分県知事 殿	主たる事務所の 所在地	〒 電話（ ） ー FAX（ ） ー
	（フリガナ）	
	法人の名称	
	（フリガナ）	
	代表者の氏名	
	寄附金が控除対象 となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

次の事項について変更したので、指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第11条第1項の規定により、届け出ます。

変 更 前	変 更 後	変更年月日

指定基準等チェック表 (第2表)

(条例第4条第1項第3号関係)

法人名		チェック欄
実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	① (指標) 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	① a 円
イ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	① b 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	① c 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	① d 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	① e 円
合 計	(a+b+c+d+e)	① f 円 ⇨②へ
基準となる割合 (②÷①)	③ %

指定基準等チェック表（第2表） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計④」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申出に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人・団体にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

寄附金受領証明書（領収書）

寄附者

住所

氏名

様

¥

円

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

受領者

条例指定団体の名称

特定非営利活動法人 \ \ \ \ \ \ \ \

理事長（代表理事）

印

主たる事務所の所在地

大分県〇〇市（町、村） 丁目 番地 号

主たる事務所の電話番号

\ \ \ - \ \ \ - \ \ \ \

この寄附金を寄附金税額控除の対象寄附金として条例で個別に指定している地方団体に、寄附金を支出した年の翌年1月1日現在にお住まいの方は、住所地の市町村の税務主管課に当該証明書を添付して申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

（この寄附金は、所得税の控除対象寄附金ではありませんので確定申告書による申告はできません。）

※この寄附金の支出による税法上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保存してください。

◎ 寄附金を受領したときに配付する寄附金控除に係る説明書（40～41ページ）

（表面）

寄附金を支出された個人の皆さまへ

大分県が条例で個別に指定した特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した個人の方は、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

（1）個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

大分県が条例で個別に指定した特定非営利活動法人

法人名	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク	大分市	平成29年10月1日から 令和4年9月30日まで

（2）個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けられる方

平成29年10月1日から令和4年9月30日までの間に、上記（1）の寄附金を支出した個人の方で、寄附金を支出した年の翌年1月1日現在に大分県内に住所を有する方は、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

（3）個人県民税の寄附金税額控除額の算定

$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{控除額}$

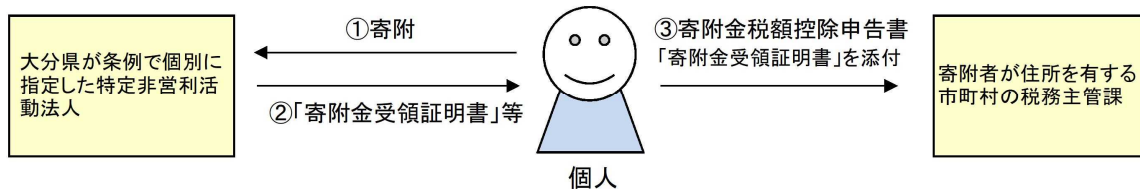
県と市町村の指定により最大で10%の寄附金税額控除の適用を受けることができます。（県：4%、市町村：6%）

- 対象となる寄附金額の上限：総所得金額等の30%
- 個人市町村民税の寄附金税額控除を受けるには、お住まいの市町村が寄附金を条例で個別に指定する必要があります。寄附金の指定状況については、お住まいの市町村の税務主管課にお問い合わせください。

（4）個人県民税の寄附金税額控除の申告

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出した個人の方が、寄附金を支出した年の翌年3月15日までに「寄附金税額控除申告書」（裏面参照）を、寄附者が住所を有する市町村の税務主管課に提出する必要があります。

なお、申告の際は、寄附先の特定非営利活動法人が交付した「寄附金受領証明書」の添付を要しますので、ご注意ください。



詳細については、大分県総務部税務課（Tel.097-506-2384）までお問い合わせください。



(裏面)

第五号の五の三様式(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書(二)
道府県民税
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号
住 所	フリガナ 氏 名
個人番号	
令和 年 1 月 1 日 現在の住所	生年月日 明・大・昭 平・令
	電話番号

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。))を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 ・ 市区町村	円
	都道府県 ・ 市区町村	
	都道府県 ・ 市区町村	
	計	
	都道府県分	
	市区町村分	

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)受付書
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

寄 附 者 名 簿

法 人 名		事 業 年 度	年 月 日～ 年 月 日
寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
合 計		円	. .

（注意事項）

- この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置く必要があります（条例12②）。



New Power Oita

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

県民活動支援室

所在地 〒870-0037

大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階

電話 097-534-2052

FAX 097-534-2057

E-mail oita-kenmin@pref.oita.lg.jp